

感 薬 第 1042 号  
令和 5 年 12 月 26 日

新潟県医師会長 様  
郡市医師会長 様

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課長  
( 公 印 省 略 )

医療用解熱鎮痛薬等の安定供給に係る再周知について（通知）

全国的な解熱鎮痛薬、鎮咳薬及び去痰薬等の医療用医薬品（以下「医療用解熱鎮痛薬等」という。）の不足及びインフルエンザの患者数も高い水準が続いていること等から、医療用解熱鎮痛薬等については入手しづらい状況が続いております。

医療用解熱鎮痛薬等の適切な用法・用量による処方及び適切な発注については、これまでも御協力いただいているところですが、引き続き、御協力いただきますよう貴会員に周知をお願いします。

（参考）

- ・ 令和 5 年 9 月 29 日付け事務連絡「鎮咳薬（咳止め）・去痰薬の在庫逼迫に伴う協力依頼」
- ・ 医療用解熱鎮痛薬等の供給相談窓口（医療用解熱鎮痛薬等 110 番）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_29794.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29794.html)

担当：薬事指導係 高野・長谷川 TEL：025-280-5188 FAX：025-280-5641
---

事務連絡  
令和5年9月29日

各  
〔 都道府県  
保健所設置市  
特別区 〕  
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

鎮咳薬（咳止め）・去痰薬の在庫逼迫に伴う協力依頼

医薬品の安定供給につきましては、平素より御尽力いただき、御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の流行以降、種々の感染症の減少により、市場の鎮咳薬（咳止め）・去痰薬の供給量が縮小する中で、今般、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症の拡大に伴い鎮咳薬（咳止め）・去痰薬の需要が増加しており、製造販売業者からの限定出荷が生じています。

市場の供給量を確認すると、主要な解熱鎮痛薬については、新型コロナウイルス感染症の流行以前の約1.5倍まで、トラネキサム酸については、約2.3倍までそれぞれ増産されている一方で、主要な鎮咳薬（咳止め）の供給量については、新型コロナウイルス感染症の流行以前の約85%まで生産量が低下しており、また主要な去痰薬の供給量については、新型コロナウイルス感染症の流行以前と同程度ではあるものの、メーカー在庫が減少している状況です。企業においては可能な限りの増産対応を行っているところではありますが、安定的に供給されるには一定の期間を要するところです。

このような状況について、貴管下関係医療機関、薬局及び医薬品卸売販売業者等に対して周知いただくとともに、限られた医療資源を必要な患者に適切に供給できるよう、鎮咳薬（咳止め）・去痰薬が安定的に供給されるまでの間、下記について、周知をお願いしたく存じます。

記

1. 鎮咳薬（咳止め）・去痰薬については、初期からの長期での処方を控えていただき、医師が必要と判断した患者へ最少日数での処方に努めていただきたいこと。また、その際に残薬の有効活用についても併せて御検討いただきたいこと。
2. 薬局におかれては、処方された鎮咳薬（咳止め）・去痰薬について、自らの店舗だけでは供給が困難な場合であっても、系列店舗や地域における連携により可能な限り調整をしていただきたいこと。
3. 鎮咳薬（咳止め）・去痰薬について、必要な患者に広く行き渡るよう、過剰な発注は控えていただき、当面の必要量に見合う量のみのお購入をお願いしたいこと。

# 医療用解熱鎮痛薬等の供給相談窓口（医療用解熱鎮痛薬等10番）の設置について

医療用解熱鎮痛薬<sup>※</sup>については、各メーカーが限定出荷を行っている状況を踏まえ、平時と比較して需要が増加した医療機関や小規模な薬局等に優先して供給を行うよう医薬品卸売業者に依頼をしたところであるが、それでもなお解熱鎮痛薬等を購入できないなどのケースに対応するため、厚生労働省に相談窓口を開設しました。

## 本相談窓口の対象となる「医療機関・薬局」は次のとおりです

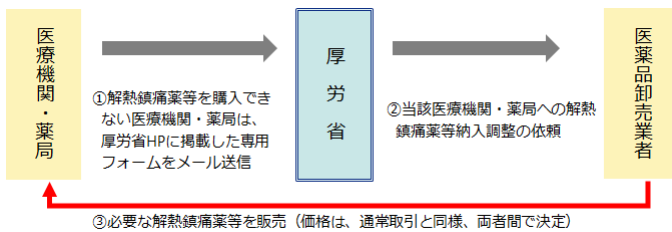
発熱外来や新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れている医療機関やこれら医療機関の処方せんを受け付けている薬局において、解熱鎮痛薬<sup>※</sup>の在庫が少なく、平時に取引のある卸売業者に連絡しても入手が困難であり、業務に支障を来すとともに患者に迷惑を掛けてしまうおそれがある医療機関・薬局

※解熱鎮痛薬、鎮咳薬、トラネキサム酸

## ご相談の方法

- ご相談は電子メールにて受付します。
- **相談フォーマット (Excel)** に必要事項を入力の上、[antei-kyokyu@mhlw.go.jp](mailto:antei-kyokyu@mhlw.go.jp)あてに送信して下さい。
- 入力いただいた内容に関して、厚生労働省担当職員から確認させていただく場合がございますので、医療機関・薬局におかれましては、連絡先をお忘れなく入力下さい。

## 具体的な流れ



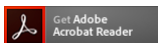
## 事務連絡（令和4年12月14日付医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡）

- [医療用解熱鎮痛薬の安定供給に関する相談窓口の設置及び協力依頼（都道府県等自治体あて）](#)
- [医療用解熱鎮痛薬の安定供給について（協力依頼）（卸売業界あて）](#)
- [医療用解熱鎮痛薬の安定供給に関する相談窓口の設置及び協力依頼（公益社団法人日本医師会等あて）](#)

### お問い合わせ先

医政局医薬産業振興・医療情報企画課 流通指導室

[antei-kyokyu@mhlw.go.jp](mailto:antei-kyokyu@mhlw.go.jp)



PDFファイルを見るためには、[Adobe Reader](#)というソフトが必要です。[Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。](#)